

《 主なポイント 》

I. 『総合医療特約』付加商品『みらいサポート』シリーズについて

➤ “わかりやすい” 保障内容

- ・ “6つ” の医療特約の機能を “1つ” にまとめ、シンプルな保障体系を実現。
- ・ 手術保障範囲は公的医療保険制度の対象となる手術にリンク※¹。お客様ご自身が病院窓口で交付される領収証等により、保障対象となる手術を容易に確認可能。

➤ “充実した” 保障内容

- ・ 外来での手術も含め、公的医療保険制度の対象となる1000種類以上の手術を幅広く保障。
- ・ 入院給付金のお支払い時に、入院給付金5日分の一時金を上乗せしてお支払い※²。入院前後の通院代、診断書取得費用等をカバー。

II. 新たな保障見直し制度『特約変更』について

業界初

➤ “医師の診査や健康状態の告知なし” で総合医療特約への変更が可能

- ・ お手続き時の健康状態にかかわらず、既にご加入いただいているご契約の医療特約部分のみを総合医療特約に変更可能。

III. 総合医療特約の『約款のわかりやすい解説』について

➤ 図解やQ&A方式を活用して約款を条文ごとに解説。Webの特性を活かした検索機能も充実

※1 公的医療保険制度の対象となる手術であっても、一部お支払いの対象外となる手術があります

※2 「入院療養給付金あり型」を選択された場合

1. 開発の背景

これまで、当社では、医療技術の進歩・医療費自己負担額の増加・平均寿命の伸長といった社会の変化に伴って高まる医療ニーズにお応えするため、段階的に医療特約を発売してきており、これら複数の医療特約を組み合わせることで多様なお客様の医療ニーズにお応えしてまいりました。

<これまでの主な医療特約の開発>

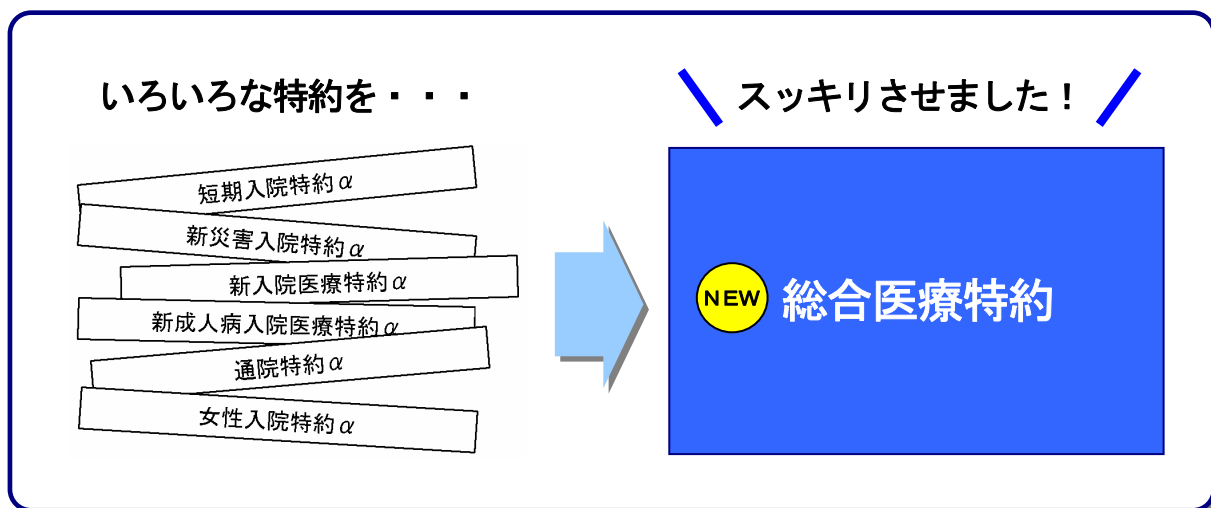
発売時期	特約名称	主な保障対象
昭和62年	新災害入院特約	ケガによる5日以上入院
	新入院医療特約	病気による5日以上入院、ケガ・病気による手術
平成4年	通院特約	5日以上入院後の通院
平成6年	女性入院特約	女性特定疾病による5日以上入院
	長期入院特約 [※]	ケガ・病気による125日以上入院
平成7年	新成人病入院医療特約	所定の成人病による5日以上入院、手術
平成13年	短期入院特約	ケガ・病気による1泊2日以上入院（4日目まで）
平成16年	新災害入院特約 α 等	（上記のそれぞれの特約について、保険期間を通じた通算お支払限度日数を拡大）

※平成19年3月に販売停止

また、平成19年8月からは、全てのご契約者様に対し、ご契約内容や保険金・給付金のご請求に関するご理解を深めていただくため、全国約5万名の営業職員が訪問する「ご契約内容確認活動」を進めてまいりました。この活動において「特約数が多くて理解が難しい」「支払い対象となる手術等の保障内容をもっとわかりやすくしてほしい」など、たくさんの“お客様の声”をいただいております。

そこで、お客様の視点にたった商品・サービスを提供し、保険金・給付金等を正確かつ迅速にお支払いするためには、これまで以上に“わかりやすい商品”の開発が急務であるとの認識のもと、『総合医療特約』の開発に取り組んでまいりました。

<特約数削減によるシンプル化のイメージ>



2. 総合医療特約の商品内容

(1) 主な特長

1. お支払い対象となる“手術がわかりやすい”

- “お客様ご自身でもお支払い対象手術の確認が容易であること”をコンセプトに、外来での手術も含め、公的医療保険制度の対象となる1000種類以上の手術を原則としてお支払いの対象としています。
- 公的医療保険対象手術を受けたかどうかについては、病院窓口で交付される領収証等により、お客様ご自身で容易にご確認いただけます。

2. お支払い対象となる“手術の範囲が拡大”

- 公的医療保険制度の対象となる手術をお支払いの対象としたことに伴い、これまでお支払いできなかった麦粒腫切開術、鼓膜切開術等の一般的に外来で行われる手術もお支払い対象となるなど保障範囲が拡大しており、手術実施件数ベースでは**約1.9倍***となります。

<新たにお支払い対象となる手術の例> ()内は手術の原因となる主な症状

※「H17 社会医療診療行為別調査 (厚生労働省)」より当社にて試算

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・麦粒腫切開術 (ものもらい) | ・鼻腔粘膜焼灼術 (鼻出血) |
| ・鼓膜切開術 (中耳炎) | ・鼻茸摘出術 (鼻ポリープ) |
| ・裂肛根治術 (切れ痔) | 等 |

3. 入院療養給付金で入院前後の通院代や診断書取得費用もカバー

- 入院療養給付金は、入院給付金のお支払い時に入院給付金5日分の一時金を上乗せしてお支払いする新給付です。入院準備時の諸費用、入院前後の通院代、診断書取得費用等をカバーします。

<入院日数別の給付金額事例>

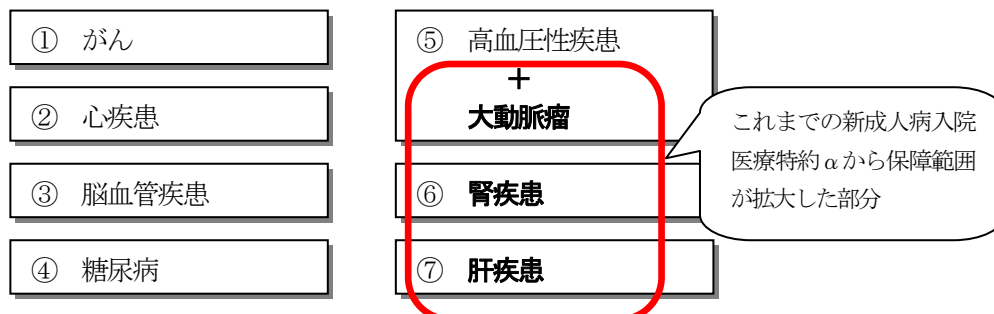
(日額1万円の場合)

	1日(日帰り)	1泊2日	2泊3日	3泊4日	4泊5日
給付金額	(支払いなし)	7万円	8万円	9万円	10万円
入院給付金		2万円	3万円	4万円	5万円
入院療養給付金	1泊2日入院でも7日分をお支払い	+ 5万円			

4. 生活習慣病*による入院の保障範囲を拡大

※「特定疾病倍額型」を選択された場合に、疾病入院給付金が倍額となる特定疾病

- 生活習慣病による入院の上乗せ保障について、これまでの保障範囲に加えて、新たに腎疾患・肝疾患等を追加。代表的な“7種類の生活習慣病”をしっかりと保障します。



(2) 支払事由

(日額1万円の場合)

給付金名称		支払事由	支払額
災害入院給付金 ^{※1}		ケガで1泊2日以上入院をされたとき	1万円×入院日数
疾病入院給付金 ^{※1※2}	基本型	病気で1泊2日以上入院をされたとき	1万円×入院日数
	(女性) 特定疾病倍額型	① (女性) 特定疾病で1泊2日以上入院されたとき ② (女性) 特定疾病以外の疾病で1泊2日以上入院されたとき	① 1万円×2×入院日数 ② 1万円×入院日数
入院療養給付金 ^{※3}		入院給付金が支払われる入院をしたとき	5万円 [通算30回限度]
手術給付金 (20倍)		1泊2日以上入院中の手術	ケガまたは病気で公的医療保険制度または先進医療の対象となる手術 ^{※4} を受けられたとき 20万円
手術給付金 (5倍)		日帰り手術	
放射線治療給付金		ケガまたは病気で公的医療保険制度または先進医療の対象となる放射線治療を受けられたとき	10万円 [60日に1回限度]

※1 ご加入時に1回の入院のお支払限度日数について「62日型」「124日型」のいずれかの型を選択いただきます。保険期間を通じての通算お支払限度日数はいずれも1095日です。

※2 ご加入時に「基本型」「特定疾病倍額型」「女性特定疾病倍額型」のいずれかの型を選択いただきます。特定疾病では、悪性新生物、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患といった代表的な生活習慣病を対象としています。女性特定疾病では、悪性新生物や女性特有の疾患等を対象としています。

※3 ご加入時に「入院療養給付金あり型」「入院療養給付金なし型」のいずれかを選択いただき、「入院療養給付金あり型」を選択された場合にお支払いします。また、入院療養給付金のお支払いは、直前の入院療養給付金が支払われた入院の入院開始日から180日経過後に新たに開始した入院が対象となります。

※4 公的医療保険制度の対象となる手術であっても、一部お支払いの対象外となる手術（創傷処理、皮膚切開術、抜歯手術等）があります。

(3) 主な取扱条件

- ・付加対象契約 : (定期付) 終身保険、ニッセイ生きるチカラ、(定期付) 養老保険、定期保険、生存給付金付定期保険、(定期付) 年金保険 等
- ・契約年齢範囲 : 3～74歳
- ・入院給付日額の範囲 : 3,000円～20,000円

3. 保険料例

シンプルな保障体系の実現と近年の医療技術の進歩等を踏まえた入院発生率等の全面的な見直しにより、価格水準を以下の通り見直しております。

〔設例〕 月払・口座振替扱、入院給付日額5,000円、保険料払込免除特約未付加、124日型、入院療養給付金あり型、男性：特定疾病倍額型／女性：女性特定疾病倍額型

年齢	保険期間 払込期間	男性		女性	
			対現行特約		対現行特約
20歳	15年	1,620円	▲ 12.3%	2,230円	+ 6.8%
30歳	15年	1,890円	▲ 10.7%	2,310円	▲ 4.0%
40歳	10年	2,335円	▲ 9.6%	2,105円	▲ 23.1%
50歳	10年	3,865円	+ 0.1%	2,740円	▲ 25.8%
60歳	10年	6,740円	▲ 5.1%	4,170円	▲ 35.2%

<現行特約の保障内容>

〔男性〕 短期入院特約α・新災害入院特約α・新入院医療特約α・新成人病入院医療特約α：各日額5,000円、通院特約α：日額3,000円


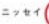
〔女性〕 短期入院特約α・新災害入院特約α・新入院医療特約α・女性入院特約α：各日額5,000円、通院特約α：日額3,000円

4. 「新がん入院特約」について

がんによる入院・手術等を保障するがん入院特約についても、総合医療特約同様に公的医療保険制度の対象となる手術等を保障する商品へと改定し、「新がん入院特約」として発売いたします。

5. 「みらいサポート」シリーズについて

総合医療特約の発売に伴い、総合医療特約を付加した「定期付終身保険」または「生きるチカラ」について、新たに『みらいサポート』の愛称を付与して発売いたします。

「みらいサポート」シリーズ	
 みらいサポート EX <small>ニッセイ生命保険料率適用プラン</small> 終身にわたる万一の保障に加え責任の重い時期の万一の保障を重点的に準備するプラン	 生きるチカラ みらいサポート EX <small>ニッセイ生命保険料率適用プラン</small> 終身にわたる医療保障をベースに責任の重い時期の万一の保障を組み合わせたプラン
等	

6. ご契約例

ロングラン みらいサポート EX

<仕組み図>



<保険料>

〔設例〕 30歳男性、主契約保険料払込期間30年、特約保険期間15年、保険料払込免除特約付加月払・口座振替扱、はいるほど割引適用（ゴールドステージ）

割引後保険料*	17,910円
---------	---------

※記載の保険料は平成20年10月2日現在のものです

「ロングラン みらいサポートEX」の主な特長

POINT 1

万一の備え ～万一のとき、しっかり家族の暮らしを支えたい～

- ・責任が重い時期は大型保障（定期保険特約）でしっかりカバー。
- ・終身にわたる保障（終身保険）には資産形成効果もあります。

POINT 2

重い病気や介護の備え ～重い病気や介護、いつ起こるか分からないからしっかり準備したい～

- ・所定の3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）、所定の要介護状態になられた場合等に、まとまった一時金をお受取りいただけます。
- ・万一のときの保障としてもご準備いただけます。

POINT 3

入院や手術等の備え ～どんな手術が保障の対象か、大変な時だからこそわかりやすい方がいい～

- ・シンプルにわかりやすくなった「総合医療特約」で、1泊2日以上入院や公的医療保険制度の対象となる手術等を保障します。

『特約変更』は、ご契約者様のお申出により、既にご加入いただいているご契約の医療特約部分のみを「**医師の診査や健康状態の告知なし**」で総合医療特約等に変更いただける新たな保障見直し制度です。

当制度のご利用により、保障範囲が拡大した手術給付や新設の入院療養給付に加え、ご契約によっては新たに1泊2日以上短期入院の保障もご準備いただけるなど保障内容が充実いたしますが、変更手続き時に医師の診査や健康状態の告知を一切いただくことなくご利用いただける制度は業界初(当社調べ)となります。

■特約変更の主な特長は以下のとおりです。

1. 医療特約部分のみの変更が可能

- ・主契約および変更対象とならない定期保険特約等はそのまま継続されます。

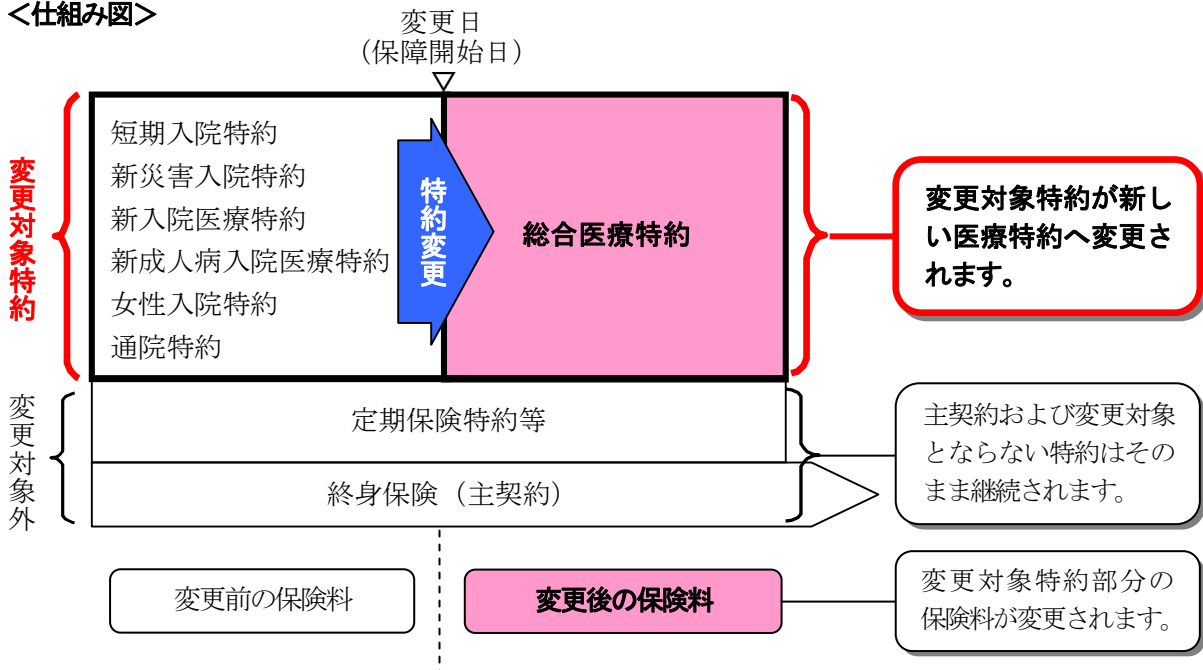
2. 医師の診査や健康状態の告知が不要

- ・変更手続き時の健康状態にかかわらずご利用可能です。

3. ほとんど全ての医療特約が変更対象

- ・昭和51年以降に発売した全ての医療特約を対象としており、昭和61年以前に販売の“20日以上継続入院が支払要件となるタイプの特約”でも変更が可能です。

<仕組み図>



※自動振替貸付期間中の場合等、ご契約内容によっては、特約変更制度のお申込ができない場合があります。

※変更後特約の保障開始日は、保険料の払込方法(回数)に応じて以下のとおりとなります。

- ・月払契約 : 変更申込日の属する月から3ヵ月目の月ごと応当日
- ・年払契約 : 変更申込日の属する月から3ヵ月目以後、最初に到来する契約応当日
- ・半年払契約 : 変更申込日の属する月から3ヵ月目以後、最初に到来する半年ごと応当日

※変更後特約の保障内容は、変更前特約の入院給付日額以下であることを要するなど、変更前特約の保障内容に応じて所定の制限があります。

※特約変更により、変更前特約より保障が縮小される場合があります。例えば、変更前特約ではお支払い対象となる手術であっても、変更後は手術給付金のお支払い対象とならない手術があります。

Ⅲ 総合医療特約の『約款のわかりやすい解説』について

平成20年10月2日より、当社のオフィシャルホームページ (<http://www.nissay.co.jp>) に総合医療特約の『約款のわかりやすい解説』を掲載いたします。

約款は“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”（保険金等をお受取りできる場合、お受取りできない場合など）を記載した、お客様にとって大変重要な書類です。

当社では、この約款をわかりやすく解説することで、お客様にご自身の契約内容をご理解いただくことが重要であると考え、平成19年4月より、終身保険の『約款のわかりやすい解説』を当社のオフィシャルホームページに登載しております。

今回発売の総合医療特約についても『約款のわかりやすい解説』を作成し、“わかりやすい保障内容”に加え、“約款をわかりやすく解説する”視点を取り入れることにより、お客様にご自身の契約内容をより一層ご理解いただけるものと考えております。

■総合医療特約の『約款のわかりやすい解説』の主な特長は以下のとおりです。

1. 約款の条文ごとに解説を表示

さまざまな組み合わせの中から、お客様にお選びいただいた総合医療特約のタイプ
に関する約款条文とその解説を表示することも可能

2. 図解やQ & A方式を活用し、総合医療特約の保障内容を重点的に解説

3. Webの特性を活かし、目的に応じた検索機能を充実

※対象は、契約日が平成20年10月2日以降の終身保険契約に付加する場合の総合医療特約（H20）となります。

※具体的なイメージは、別紙①②をご覧ください。

以上

※当資料は商品・制度の概要を説明したものです。

※総合医療特約・新がん入院特約は、主契約に付加してご加入いただきますので、単独でご加入いただくことはできません。

※詳しいご検討にあたっては、「パンフレット」「提案書」「ご契約のしおり一定款・約款」「特約変更のしおり一約款」等を必ずご確認ください。